

# UBC情報

発行： 2021年7月1日

No. 253

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

令和3年分所得税の予定納税が必要な方には、税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。納付期限は、8月2日(月)です。また、廃業などの理由で予定納税の通知額よりも少なくなると見込まれる場合の減額申請は、7月15日(木)までに申請書を税務署に提出する必要がありますのでお忘れなく！

### トピックス

## 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅の新築、取得又は増改築等に充てる資金の贈与を受けた場合、受贈者ごとに限度額まで贈与税が非課税となる制度が設けられています。

### ◆令和3年度税制改正による拡充

本制度の非課税限度額は、適用を受ける住宅の新築等に係る契約の締結日や住宅の種類に応じた金額となります。令和3年度税制改正において、本年4月～12月までの間に住宅の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、本年3月までと同額に据え置かれ、省エネ等住宅1,500万円・一般住宅1,000万円（消費税率10%適用の場合）です。

また、床面積要件は、贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額が1千万円以下である場合に限り、40㎡以上に下限が引下げられました。これにより、新築等をした住宅の登記簿上の床面積が40㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の1/2以上が居住の用に供されるものであることが要件となります。

### ◆適用を受ける場合の注意点等

◎受贈者の要件……20歳以上であり、贈与を受けた年分の合計所得金額が2千万円以下（住宅の床面積が50㎡未満の場合は1千万円以下）である方です。

◎居住期限……贈与を受けた年の翌年12月までに居住していない場合は原則、適用を受けられません。

◎申告手続き……贈与を受けた金額が非課税限度額以下の場合でも、贈与税の申告期限内に申告書等を提出する必要があります。

◎住宅ローン控除を適用する場合……本制度の適用を受ける方が住宅ローン控除の適用を受ける場合は、住宅の取得価額等から本制度の適用を受けた額を差し引いて住宅ローン控除額を計算します。



## インボイス制度に関するQ&A

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されることに伴い、本年10月から「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が始まります。

### ◆Q&A

Q. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは？

A. 現行、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要ですが、令和5年10月から区分記載請求書等の保存に代えて、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が要件となります。

Q. 適格請求書とは？

A. 適格請求書とは、現行の区分記載請求書に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載を追加した書類（請求書、納品書等）をいい、交付できるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。なお、適格請求書発行事業者には、取引相手（課税事業者に限る）の求めに応じて適格請求書を交付する義務が課せられます。

Q. 適格請求書発行事業者の登録を受けるには？

A. 所轄税務署長に登録申請書を提出する必要がある、本年10月から登録申請書の受付が開始されます。なお、登録できるのは課税事業者に限られます。

Q. 適格請求書発行事業者の登録は義務？

A. 登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けない場合は、適格請求書の交付ができないため、取引先が仕入税額控除を行えません。

Q. 免税事業者等からの仕入れは？

A. 制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなす経過措置が設けられます。



### ～編集後記～

今年は例年より早くに梅雨入りしましたが、雨の降らない日も結構あり、急激な気温上昇に体がついていけない今日この頃です。マスクも外せませんが、今年も梅干を食べてこの過酷な時期を乗り切っていきたいと思います！

## ◆従業員の感染予防費用を負担した場合

新型コロナの感染予防対策として、従業員が負担した勤務時に使用するマスク等の消耗品の購入費や、業務命令により受けたPCR検査費用などの業務に通常必要な費用について、その費用を精算する方法（従業員から領収証等の提出を受けて費用を精算）により、企業が従業員に対して支給した一定の金銭は、給与として課税されません（企業がマスク等を直接配付する場合や検査機関等に直接支払う場合も同様）。

ただし、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費や、従業員の自己判断により受けたPCR検査費用など、業務に通常必要な費用以外について支給した場合は、給与として課税対象です。

## ◆「月次支援金」の申請は6月16日から開始

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者に対する月次支援金（法人は20万円/月、個人は10万円/月が上限）の申請が6月16日から始まっています。

月次支援金は、①緊急事態措置等の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店と直接・間接の取引がある、又は実施地域の外出自粛等による直接的な影響を受けて、②月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等が対象となります。

申請期間は、4月・5月分が本年6月16日～8月15日、6月分は本年7月1日～8月31日までとなります。

発行元 (株)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717 FAX：0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 253

発行：2021年  
7月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：http://ubc-net.com  
所属：(一財)総合福祉研究会  
(一社)全国地域医業研究会

## 人口統計

### 人口減少と少子化が加速。今年の出生数は80万人弱？ ～厚生労働省が「人口動態統計月報年計(概数)の概況」を公表～

◆厚生労働省が6月4日に発表した「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」によると、同年の出生数は前年よりも2万4,407人減少して84万832人、死亡数は8,445人減少して137万2,648人となりました。合計特殊出生率は5年連続低下して1.34まで落ち込み、また出生数から死亡数を差し引いた自然増減数はマイナス53万1,816人と、過去最大の減少となりました。

参考資料の図表1は平成2(1990)年からの出生数と死亡数の推移です。出生数は、平成12(2000)年までは120万人辺りを推移していましたが、その後減少に転じ、平成17(2005)年には110万人を、平成28(2016)年には100万人を、令和元(2019)年には90万人を下回り、減少の加速が見て取れます。

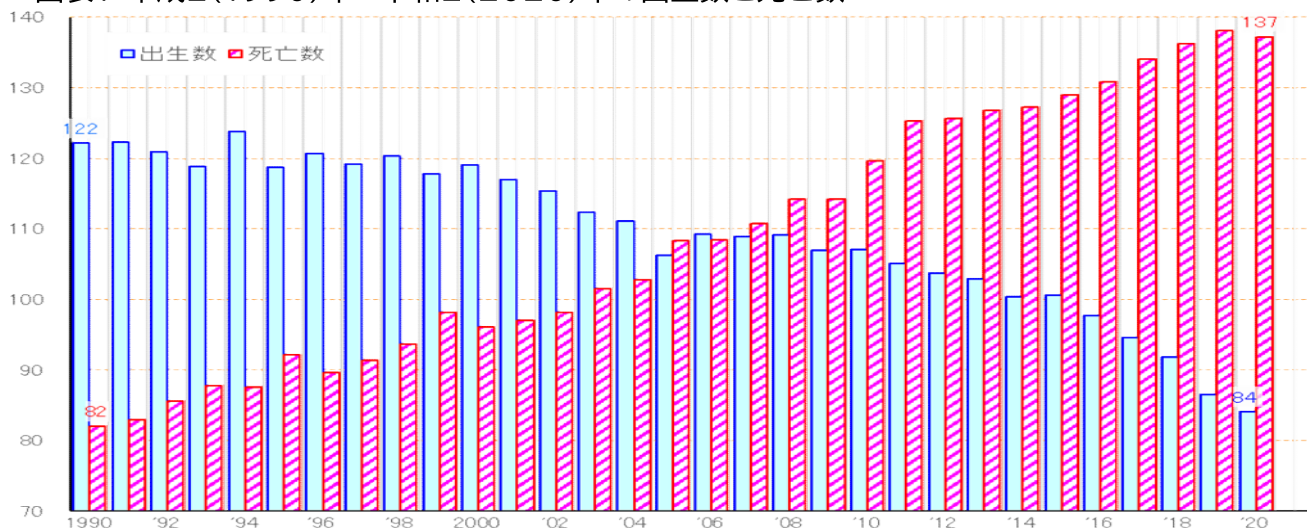
国立社会保障・人口問題研究所が2017年にまとめた将来推計人口の中位値では、2020年時点の合計特殊出生率を1.43として同年の出生数を90万2千人と推計していますが、実績はこれよりも6万人以上少なくなりました。

2020年の結婚件数は戦後最少の52万5,490件でしたが、結婚件数と翌年度の出生数の割合がこの20年間は概ね1.5倍(2020年は1.40倍)で推移していることから考えると、2021年の出生数はさらに大きく減少し、80万人を下回る可能性が高いです。

一方死亡数は、1990年の82万305人からほぼ一貫して増加、その間、2005年に出生数を上回り、2007年からは14年連続してその差が拡大してきています。ただし将来推計人口では2020年は141万4千人で、こちらも実績は4万人程度少なくなっているため、自然増減数の差は2万人にとどまっています。

少子化対策が進むことにより将来のわが国の経済や社会保障制度が維持されることも必要ですが、高齢化と生産年齢人口の減少に対応する社会の構築も求められます。(総合福祉研究会)

図表1:平成2(1990)年～令和2(2020)年の出生数と死亡数



資料:2021.6.4厚生労働省「令和2年人口動態統計月報年計の概況」より

資産総額の変更登記も延期可  
～今年も追加の事務連絡が発出されました～

◆厚生労働省社会・援護局福祉基盤課が、6月1日付で「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その5)」を発出しました。

この事務連絡は、本年2月12日に発出された同名事務連絡(その4)の続編ですが、その際「同年6月5日付当課事務連絡の記載事項については、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、おって連絡する。」と記載されていた部分が付加された事務連絡です。

具体的には、前回通知の末尾に、「6 資産の総額の変更の登記について」として「組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第3項に規定する資産の総額の変更の登記については、昨年同様、その期限を過ぎて登記申請がされた場合であっても、各法務局・地方法務局において、4に規定する取扱いを踏まえた対応がされることを確認したので、この点、所轄庁においては管内法人に周知を図りたいこと。」と付け加えられました。すなわち6月末までに作成、所轄庁への提出が求められている計算書類、事業報告とその附属明細書、財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書の期限については、所轄庁に向けて前回通知で柔軟な対応が要請されましたが、毎事業年度末日から3月以内(=社会福祉法人では6月末)が期限とされている資産の総額の変更の登記についても、所轄庁の取扱いを踏まえた対応がされるということです。

もちろん全ての場で期限の延長が認められるという訳ではありません。法人としては例年通りの事務処理を目指し、コロナによる日程の遅れで期日を守れない場合に、先ず所轄庁と協議してください。(総合福祉研究会)



医療

時間外・休日接種 国が費用を上乗せ

◆厚労省は4月30日、新型コロナワクチンの高齢者への接種を進めるため、時間外・休日に接種を行った場合に国が負担する接種費用を増額する事務連絡を発出しました。休日は2倍超となります。

政府は、高齢者への新型コロナワクチンの2回の接種を、7月末までに終了させることを目指しています。従来のワクチン接種対策費負担金は被接種者1人当たり2,070円ですが、これに診療報酬上の時間外等加算相当分を上乗せし、時間外の場合は2,800円、休日の場合は4,200円に引き上げました。

このように接種負担金を引き上げても、ワクチンを打つ医師や看護師がまだ不足すると考えられる地域では、時間外・休日に医師や看護師を集団接種会場に派遣する医療機関に対し、新たに財政措置を講じることも示しました。医師は1人1時間当たり7,550円、医師以外の医療従事者は1人1時間当たり2,760円を上限に、派遣元医療機関に補助します。7月末までに行われる派遣が補助対象になります。

対象地域として、▽緊急事態宣言により緊急事態措置を行うべき区域▽まん延防止等重点措置を実施すべき区域▽新型コロナの確保病床使用割合が50%を超える区域▽医療法に基づく医師少数区域一を例示しました。

一方、厚労省は同日の事務連絡で、各都道府県・市町村へ最低限、分配できるワクチン量と配送時期を示しました。河野太郎担当相は同日の会見で、「すべての市区町村へ6月末までに、高齢者2回分のワクチンを送付する」と述べました。

厚労省は、高齢者向け接種を7月末までに終了させるよう、自治体に対して接種スケジュールの前倒しも求めています。(全国地域医業研究会)

